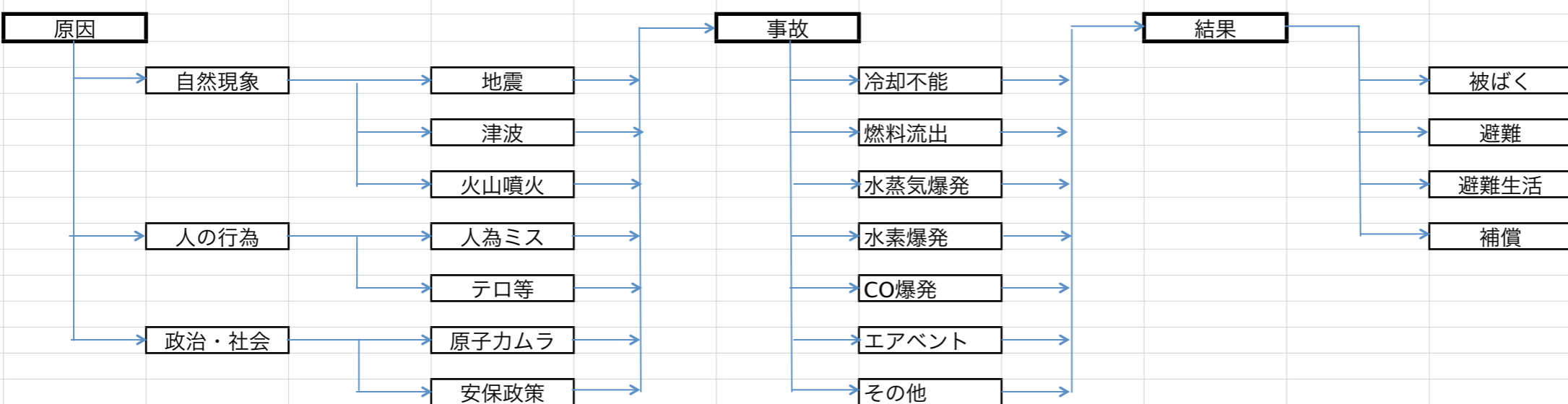


(1) はじめに

- ①規制委員会が7月16日に川内原発の『審査書案』を出し、30日間のパブコメが始まりました。
- ②そのさい規制委員会は、パブコメは『審査書案』の各項目のページなどを示し、「科学的・技術的」な意見でないといけない、と言っています。
- ③「科学的・技術的」という上から目線のこの生意気な言い草に、元気をなくしてはいけません。ほっとくと川内原発が再稼働してしまいます。
- ④とりあえずページなどは示し、「科学的・技術的」な体裁をとった「1行」を書いて、パブコメを採用させましょう。
- ⑤そのため、さまざまな問題点について最初の「1行」の『例文集』を提案します。気になる項目に関する「1行」を選んでください。

(2) 事故の全体像と気になる項目

①最初に、原発事故の問題点の全体像をイメージしてみましょう（イメージを得ることが目的ですから、簡略にしています）。



- ②この中から、気になる項目、何か言いたい項目を選ぶのが、パブコメを出す最初の仕事です。
- ③規制委は「避難に関する問題は『審査の対象外』」と言っていますので、放射能の放出など他の項目から、少しひねって「科学的・技術的」に見える意見を出す必要がありそうです。

(3) 『審査書案』から項目を見つける

- ①みなさんが気になった項目、何か言いたい項目がどこにあるか、見つけ出す（何章の何項目なのか）のはなかなか大変です。
- ②そもそも大きな原因である「原子力カメラ」や「安保政策」、「避難」に関わる記述はどこにもありません。
- ③そこで、『1行例文集』をご参考までに書きまますので、パブコメの1行目にも書き写してみてください。もちろん、ご自分の表現に直すのは大歓迎。

(4) 1行パブコメの例文

▲「部」の表記は『審査書案』ではローマ数字になっているが、パブコメでは算用数字に書きなおす

キーワード	部・章・節	ページ	『審査書案』の引用または要約	1行パブコメ	
地震	III-1. 1 基準地震動	14	基準地震動は、各種の不確かさを考慮して適切に策定している	基準地震動620ガルは北海道留萌南部地震の測定値に抛ったというが、それ以上の振動加速度の地震の例もあり、余裕率が不足である	
		16	川内川河口付近の推定断層については断層による変位又は変形は認められない	川内川兩岸の地質が相違し、従って断層が介在することは自明で、将来活動する可能性を排除するのは非科学的	
		17	プレート間地震及び海洋プレート内地震については・・・発生位置から敷地から十分に離れており	北部琉球弧はフィリピンプレートの沈み込み帯であり、川内原発に十分近い地点でプレート間/内地震の可能性はある	
		19	モーメントマグニチュードMw6.5以上の地震について、「地質学的かつ地震学的背景が異なる」と、観測記録収拾対象としていない。Mw6.5以下のみ収拾	「震源を特定せず策定する地震動」の策定の場合、「地質学的かつ地震学的背景」を無視して記録収拾するのが当然。小規模地震のみの記録を基礎とするのは、科学的に不当である	
		20	震源を特定せず策定する地震動の年超過確率を10 ⁻⁴ ~10 ⁻⁵ （1~10万年に1回）程度としている	確率の計算根拠が示されておらず、科学的審査と言えない。また、いずれにしろ事故は起こることであり、数字の遊びだ	
	III-1. 2 周辺斜面	21	最少すべり安全率は、1.2以上	土工学からすれば、安全率1.2は「安定であるが少々不安」のレベル。1.0以上ではなく、明確に計算結果を示すべき。また地震の衝撃で地滑りが促進されるのだから、安全率を高めるべき	
		III-1. 3 耐震設計	22	（旧・安全委員会時代の）基準地震動S1の応答スペクトルを概ね下回らないようにする	旧基準のもとで設計・建設された福島原発は地震で壊れ、事故に発展した。同基準で設計すると福島の事故が再発する
			23	前項の条件で設定する弾性設計用地震動は・・・年超過確率は10 ⁻³ ~10 ⁻⁴ （千年~万年に1回）	確率の計算根拠が示されておらず、科学的審査と言えない。また、いずれにしろ事故は起こることであり、数字の遊びだ
				Bクラスの施設の地震力の算定方針・・・弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動を入力に用いる	AクラスとBクラス施設間の接続部における破断等、およびBクラス施設の損傷によるAクラス施設への影響が考慮されていない
			24	静的地震動を算定する方針・・・Sクラスは3.0、Bクラスは1.5、Cクラスは1.0を乗じる	同上
26	Sクラスの建物・構築物・・・建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による	建築基準法準拠では、水蒸気爆発などの威力に耐えられず、放射能が拡散する			
27	Sクラスの機器・配管系について・・・破断延性限界に十分な余裕を有し・・・	福島の事故では、配管が破断または引きちぎられたのではなく、固定具ごと落下し、冷却機能が失われて激甚事故となった。規制委の技術的要求事項は部分的である			
地盤	III-2. 3 地盤	32	耐震重要施設は、直接又はマンメイドロック等を介して岩盤に支持させているため、不当沈下、液状化、揺すり込み沈下等の影響はない	たとえ岩盤に支持されていても、表土の液状化等の発生はありえ、施設の変形や安全性が損なわれる可能性はある	
津波	III-3. 1 基準津波	35	（津波を発生させる）火山爆發度指数7以上の噴火の活動可能性は十分低い	火山噴火の予知は不可能というのが学界の定説であり、「十分低い」という判断は非科学的である	
	III-3. 2 耐津波設計	44	浸水想定範囲である海水ポンプエリア・・・床や壁にケーブル、配管等の貫通部が挙げられるため、これらに止水処理を実施する	浸水に対し貫通部の止水処理が論じられているが、浸水そのものによる電源・制御系配線のショート、システムダウンが考慮されていない	
火山噴火	III-4-2-2 火山の影響に対する設計方針	62	最後の活動終了からの期間が過去の最大休止期間より長いことなどから25火山を将来の活動性がないと評価	旧火山・死火山という今は廃止されたイメージ（気象庁1968年）を利用しており、設計の前提が科学的でない 過去の最大休止期間より長く休止していることは、それだけ次の噴火規模が大きくなることを示唆する	
		原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動の可能性を総合的に評価し、可能性が十分小さいと判断できない場合は・・・評価を実施	火山噴火による原子力発電所の事故の影響が甚大であることを考慮すれば、数10年の運用期間と噴火の長期のインターバルを比較することは無意味。リスク評価手法が妥当性を欠く。		
		63	火山活動のモニタリング	GPSを用いる地形変動のモニタリングでは、噴火予知が困難であることは学会の定説である	
		64	噴火可能性につながるモニタリング結果が観測された場合には、必要な判断・対応をとる	核燃料の撤去には数年を要し、かつその保管場所が未定であることは九電が認めており、記述には現実的根拠がない	
		69	原子炉及び使用済燃料プールの安全性を損なわないよう・・・タンクローリーによる燃料の運搬を含めて（ディーゼル発電機）7日間の連続運転が可能な設計方針	発電所敷地内はともかく、噴火の影響により燃料の確保、道路状況、タンクローリーの確保・運行などの保証がない。外部環境とそれとの接続の検討が抜けている	
自然現象	III-4. 2. 4 その他自然現象	78	敷地内に・・・地滑り地形は認められず・・・設計上考慮する必要はない	P21と同じ	
人為事象	III-4. 2. 5 航空機落下	79	航空機落下確率を評価した結果・・・約4.7×10 ⁻³ /炉・年であり・・・設計上考慮する必要はない	1回の墜落で、原子力発電所の事故の影響が甚大であることを考慮すれば、統計的推定は無意味。リスク評価手法が妥当性を欠く	
自然現象の組合せ	III-4. 3	80	②原子炉施設に与える影響が自然現象を組み合わせることにより、個々の自然現象がそれに与える影響よりも小さくなる、③同時に発生するとは考えられない	②について：常識的にも反する、証明のない主張である ③について：同時に発生する場合がある。例）地震とそれに同期する崖崩れなど	
電源喪失対策	III-1. 2 燃料貯蔵施設	105	燃料取扱建屋の構造物については、基準地震動に対して落下しないように設計する	福島原発では、事故時の水素爆発などによって燃料貯蔵施設にガレキが落下、燃料の損傷が起こるところであった。構造物が基準地震動に耐えるだけでは技術的に不十分である	
	III-1. 3 機器・配管	107	原子炉冷却材圧力バウンダリとなる機器及び配管は、いずれもこれまでクラス2機器であったことから、クラス1機器における要求を満足していることを確認する	上位の設計ランクに変更するのであるから、「確認する」ではなく、新設計を要求すべきである。たまたま要求を満たすとしても、余裕度が小さいはず。福島の事故は、耐震性の弱い機器・配管から全システム崩壊にいたった	
	III-1. 5 保安電源	110	（電線路の）鉄塔基礎の安定性を確保する	1つの送電鉄塔が倒壊しただけで1ラインの外部電源が失われる。「安定性を確保する」ではなく、鉄塔基礎の接地強度、耐震性、塔自身の強度の要求事項を指示すべきである	
事故対処技術能力	IV				

